振出日　平成22年11月25日
振出地　宮城県柴田郡村田町
振出人　有限会社萬崎瓦工業所　代表取締役　佐山　　泉
受取人　白地
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＳＴ733528
金額　1,220,841円
支払期日　平成23年２月28日
支払地　宮城県角田市
支払場所　仙南信用金庫角田支店
振出日　平成22年11月24日
振出地　宮城県角田市
振出人　有限会社曳地瓦業　代表取締役　曳地　良三
受取人　白地
⑵の最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

平成２２年（へ）第４号

三重県四日市市北浜町８番16号
申立人　株式会社扇港電機
代表者代表取締役　横山　大幸
権利を争う旨の申述の終期　平成23年４月21日
平成23年１月11日　　安城簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　79249
金額　340,000円
支払期日　平成23年１月31日
支払地　愛知県知立市
支払場所　碧海信用金庫知立支店
振出日　平成22年９月30日
振出地　愛知県豊田市
振出人　近藤工業株式会社　代表取締役　近藤　純子
受取人　トーテック有限会社　取締役　請園　利治
裏書人　トーテック有限会社　取締役　請園　利治
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、公示催告期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２２年（家）第７７４号

千葉県旭市泉川1154番地２
申立人　林　　兼士
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　林　　芳夫
昭和38年２月12日生
公示催告期間満了日　平成23年８月15日
千葉家庭裁判所八日市場支部

平成２２年（家）第７５８２号

鹿児島県鹿屋市白水町1957－５
申立人　茂木とよ子
本籍鹿児島県肝属郡錦江町神川6208番地乙、最後の住所東京都豊島区長崎４丁目25番３号
不在者　今村　一孝
昭和28年４月３日生
公示催告期間満了日　平成23年８月14日
東京家庭裁判所

平成２２年（家）第２４２７号

横浜市旭区さちが丘128　エクセレントさちが丘105号
申立人　西田　信司
本籍横浜市南区六ツ川２丁目３番地51、最後の住所横浜市中区以下不詳
不在者　西田　利夫
昭和26年９月24日生
公示催告期間満了日　平成23年８月12日
横浜家庭裁判所

平成２２年（家）第３３９０号

名古屋市北区喜惣治１丁目299番地の１
申立人　山城　　賢
本籍名古屋市中村区名駅１丁目８番地、最後の住所不明
不在者　脇田　とめ
明治27年３月24日生
公示催告期間満了日　平成23年８月18日
名古屋家庭裁判所

平成２２年（家）第１４１号

静岡県三島市安久185番地の１
申立人　林芳枝こと　李　　芳枝
国籍韓国、最後の住所愛知県宝飯郡小坂井町大字宿字古十王24番地
不在者　髙崎正夫こと　李　　源國
西暦1921年２月21日生
公示催告期間満了日　平成23年８月15日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

平成２２年（家）第３０６１号

京都市上京区猪熊通丸太町上る木屋之町498番地
申立人　西田　尚司
本籍申立人の住所に同じ、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　西田　昌史
昭和39年７月19日生
公示催告期間満了日　平成23年８月15日
京都家庭裁判所

平成２２年（家）第３６５号

愛知県春日井市美濃町３丁目220クレストールＫ５　202Ａ
申立人　島田　英二
本籍福井県福井市手寄２丁目３番、最後の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋３番地221
不在者　島田　英雄
昭和27年１月８日生
公示催告期間満了日　平成23年８月14日
京都家庭裁判所園部支部

平成２２年（家）第６７４６号

大阪府吹田市原町２丁目54番１－515号
申立人　倉本　千秋
本籍大阪市西区新町１丁目30番、最後の住所大阪市中央区谷町４丁目９番18号　ルネ谷町219号
不在者　山中　文也
昭和20年１月15日生
公示催告期間満了日　平成23年８月15日
大阪家庭裁判所

平成２２年（家）第３０２号

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万517番地
申立人　冨本　國雄
本籍鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万517番地、最後の住所東京都江東区東陽３丁目22番38号
不在者　冨本　　守
昭和19年８月17日生
公示催告期間満了日　平成23年８月15日
鳥取家庭裁判所倉吉支部

平成２２年（家）第５０６号

広島市西区鈴が峰町42番２－304号　鈴が峰第２アパート
申立人　福長　春子
本籍大分県豊後大野市緒方町上冬原418番地２、最後の住所不詳
不在者　藤村　キヨ
明治29年３月４日生
公示催告期間満了日　平成23年８月15日
広島家庭裁判所三次支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４２２号

東京都世田谷区経堂５丁目12番１号
債務者　有限会社リスタート
代表者取締役　岡下　幹夫
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹山　　拓
４　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０号

東京都千代田区神田神保町２丁目２番12号
債務者　株式会社三宝インターナショナル
代表者代表取締役　岡本　敏雄
１　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中山慎太郎
４　破産債権の届出期間　平成23年２月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２号

北海道千歳市真々地４丁目２番４号
債務者　有限会社高島組土建
代表者代表取締役　高島　克文
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡崎　拓也
４　破産債権の届出期間　平成23年２月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部